

ご利用までの流れ



松江市社会福祉協議会とは

社会福祉協議会（通称 社協）は、全国、都道府県、指定都市及び市区町村に組織され、地域住民、社会福祉関係者等の参加・協力を得て活動することを大きな特徴としています。

また、社会福祉法に指定された社協は、地域が抱えている種々の福祉問題を地域全体の問題としてとらえ、地域住民とともに考え、解決しようとする公共性・公益性の高い民間の非営利団体として地域福祉の推進を目指す組織です。

松江市社会福祉協議会では、すべての人が安心して暮らせる豊かな福祉社会を実現するため「みんなでやらこい福祉でまちづくり」を基本テーマに地域福祉活動計画の策定や関係機関・団体及び地域住民との協働により、各種福祉事業の推進に積極的に取り組んでいます。

社会福祉法人 松江市社会福祉協議会 生活支援課

☎0852-24-1654

HP : <http://www.shakyou-matsue.jp>
E-mail : shakyo-m@web-sanin.co.jp

【所在地】
〒690-0852 松江市千鳥町70

【受付時間】
平日 8:30~17:00 (土日祝日休み)



社会福祉法人
松江市社会福祉協議会

高齢者あんしんサポート事業とは？

身近に親族などがない方について、ご本人が判断できる間に、松江市社会福祉協議会と契約することで、日ごらの見守りや、入院等緊急時の支援、預託金による金銭的保証、亡くなった後のことについて支援する事業です。

生活のサポートをしてくれるのね！



▶ あんしん計画

契約する前に、ご葬儀や埋葬方法、預託金の処理などについて細かく取り決めた“あんしん計画”に基づいて、以下の支援を行います。

このようなことで困っていませんか？	どんなことをしてくれるの？	利用料は？
<p>誰も頼れる人がいないので不安…</p>	<p>基本サービス</p> <p>月1回の電話、半年に1回の訪問で、ご様子を伺います。</p>	<p>年間 6,000円</p>

▶ 万が一、入院、施設入所をすることになったら…

<p>急に入院することになったらどうしよう</p>	<p>あんしんサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ●入院時 <ul style="list-style-type: none"> ・預託金に基づく保証人に準じた支援を行います。 ・緊急入院した際の指定連絡先への連絡を行います。 ・入院セットのお届け・入院費用の支払いをします。 ・入院や医療説明時の同席をします。 ●施設入所時 <ul style="list-style-type: none"> ・預託金に基づく保証人に準じた支援を行います。 ・入所や重要な説明が行われるときの同席や契約の立会いを行います。 	<p>1回ごと 1,200円</p>
<p>体が不自由になったらどうしよう</p>	<p>生活支援サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ●入院時等で、ご自身でお手続きができない場合 <ul style="list-style-type: none"> ・預貯金の払戻しをします。 ・郵便物の確認や市役所の手続きなどを代行します。 ・電気・ガス・水道等の休止手続きを行います。 	<p>1時間 1,200円</p>
<p>大事な書類がなくなったらどうしよう</p>	<p>書類等預かりサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ●入院時等で、ご自身でお手続きができない場合 <ul style="list-style-type: none"> ・通帳・権利証・年金証書など重要書類のお預かりをします。 <p>※但し、貴金属や期間管理や頻繁に出入りがあるものは除外します</p>	<p>1ヵ月 1,000円</p>

もしお亡くなりになったら…

あらかじめ、公正証書遺言を作成し、遺言執行者と遺贈先を決め、遺言執行者の要請により、葬儀、埋葬などの死後事務支援を行います。

※遺言執行者とは？

遺言の内容の実現のために、必要な事務を行う権限を有する人です。本事業では、弁護士会等専門職と連携し、ご本人に遺言執行者を決めていただくための支援を行います。

この事業を利用できる方

- ① 契約内容について判断ができる方
- ② 松江市に居住する65歳以上の方
- ③ 支援可能な親族がない方
- ④ 生活保護受給者でない方
- ⑤ 不動産収入がなく、住宅ローン以外の負債がないこと

Q.預託金とは？

契約後に判断能力が不十分になった時の入院費用やお亡くなりになった後に発生する費用の支払いのため、契約時に松江市社会福祉協議会に預け入れしていただくお金です。

基本額	<p>63万円</p> <p>①入院費用(6ヶ月分) ②直送(火葬)費用</p>
-----	---



対象となる方は

施設入所時	施設利用料の3か月分
アパートの現状回復費用	業者から見積りの額
その他特別な葬儀 永代供養 等	話し合いにより必要な額

この事業でできないこと

- ① 医療の同意
- ② ホームヘルプサービスのような生活援助や身体介助(介護保険申請などのお手伝いをします)
- ③ 判断能力が低下した状態でのサービス継続(後見の申立てのお手伝いをします)

解約その他

- ① 判断能力がある状態で解約の申し出があれば、いつでも解約できます。預託金も速やかに返金します。
- ② 医療同意はできませんが、医療に関する希望を聞き取り、医療に関する指示書として医療機関へ提示します。
- ③ 緊急時の連絡先や埋葬先などあんしん計画を作成します。
- ④ 公正証書で遺言執行者を決めてもらい、相続財産から報酬を支払います。